

# 岩手労働局からのお知らせ

令和3年4月より中小企業にも適用

## 同一労働同一賃金への対応はお済みですか？

担当：雇用環境・均等室(TEL 019 - 604 - 3010)】

パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月1日施行、中小企業は令和3年4月1日施行）により、同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

スタート

1 パートタイム労働者・有期雇用労働者はいますか？

いる

いない

2 正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の基本給や賞与、手当などの待遇に違いはありますか？

対応の必要はありません。将来雇用の予定がある場合は、準備をしておきましょう。

ある

ない

3 待遇に違いがある場合は、待遇の違いが働き方や役割の違いに応じたものであると説明できますか？

今すぐ対応すべき課題はありません。

単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。

できない

できる

待遇の違いが不合理であると判断される可能性があるため、不合理な待遇の違いの改善に向けて、取組を進めましょう。

4 労働者から説明を求められたときに待遇の違いの内容や不合理な待遇差ではない理由について説明できるよう、整理しておきましょう。

同一労働同一賃金への対応として、どのように準備を進めたらよいかわからない時は、下記にご相談ください。

- 岩手働き方改革推進支援センター TEL 0120-664-643
- 岩手労働局雇用環境・均等室 TEL 019-604-3010



## 業務によって新型コロナウイルス感染症に感染した場合 労災保険給付の対象となります

【担当：労働基準部労災補償課(TEL 019 - 604 - 3009) 又はお近くの労働基準監督署】

対象となるのは

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

労災保険の種類

- 療養補償給付
- 休業補償給付
- 遺族補償給付

詳しくは、厚生労働省HPのQ&A（項目「5 労災補償」）をご覧ください。



## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために

【担当：労働基準部健康安全課(TEL 019 - 604 - 3007)又はお近くの労働基準監督署】

チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況について、ご確認ください。

チェックリストは、こちらをご覧ください



## 業務によって新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です

【担当：労働基準部健康安全課(TEL 019 - 604 - 3007)又はお近くの労働基準監督署】

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

### 労働者死傷病報告の様式

労働者死傷病報告は定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。専用の様式は最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、こちらをご覧ください



## 障害者の法定雇用率が令和3年3月1日から

## 民間企業は2.2%⇒2.3%に引き上げになります

【担当：職業安定部職業対策課(TEL 019 - 604 - 3005)又はお近くのハローワーク】

### 対象となる事業主は

障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。

詳しくは、こちらをご覧ください



## 令和3年4月1日から

## 70歳までの就業機会の確保が努力義務となります

【担当：職業安定部職業対策課(TEL 019 - 604 - 3005)又はお近くのハローワーク】

### 対象となる事業主は

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置を講ずる**努力義務**が新設されます。

詳しくは、こちらをご覧ください



## 雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金は 令和3年2月末日まで延長します！

【担当：職業安定部職業対策課分室（助成金相談コーナー）(TEL 019 - 606 - 3285) 又はお近くのハローワーク】

詳しくは、こちらをご覧ください

